

静岡大学大谷地区構内交通規制について

令和6年2月15日学長裁定

本学大谷地区においては、静岡大学大谷地区の交通に関する規程及び同規程運用方針並びに学長の定めるところにより、構内への車両の乗り入れ規制を実施している。

I 規制の目的

構内における交通事故及び騒音の防止

II 学生にかかわる規制

1 自動車

(1) 自動車の構内への乗り入れは、原則として禁止する。

ただし、身体的理由等特別な理由がある者については、学長の許可を得て乗り入れることができる。

なお、許可を受けようとする者は、所属の学務係又は地域創造学環係に申し出る。

(2) 臨時許可

怪我等による病院への通院等のため、やむを得ず自動車で通学せざるを得ない事由が生じた場合は、所属の学務係又は地域創造学環係に、課外活動においてやむを得ず自動車を構内に入構せざるを得ない事由が生じた場合は、学生生活課生活支援係に構内への乗り入れ許可を申請し、許可されたときは、期間を限って臨時的に構内へ乗り入れることができる。

(3) 遵守事項

① 職員宿舎及び学生寮周辺には駐車しないこと。

② 大学周辺の道路には駐車しないこと。

学生による不法駐車が周辺住民への迷惑行為となっているため注意すること。
不法駐車により通行の妨げとなる場合は、強制移動措置をとる場合もあるため特に注意すること。

2 二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車）の場合

(1) 自動二輪車・原動機付自転車（許可車を除く。）の構内への乗り入れは禁止する。

ただし、身体的理由等特別な理由がある者については、学長の許可を得て乗り入れることができる。

なお、許可を受けようとする者は、所属の学務係又は地域創造学環係に申し出る。

(2) 二輪車で通学する者は、下記に指定された駐輪場のいずれかを利用し、それ以外の場所に駐輪してはならない。

- ①第1駐輪場（東名高速道路脇）
 - ②第2駐輪場（通称「稲妻階段」下）
 - ③バイク・オートバイ専用駐輪場（仮設）（守衛所北側）
- } 別紙参照

(3) 夜間、研究室又は自習室等において研究及び勉学を行う学生で帰宅の際の安全を確保するために二輪車の駐車の許可を受けている者の乗り入れは、17時30分以降とし、所属の学務係又は、地域創造学環係から指示された場所に駐車する。

日中は構内を移動する学生、教職員等が多く、規制区域へ乗り入れることによる構内交通事故・交通騒音を防止するため、17時30分以前は、第1駐輪場、第2駐輪場又はバイク・オートバイ専用駐輪場に駐車する。

(4) 片山寮に居住する学生の二輪車の取扱いについて

寮生が学外に用事があつて構内を通り抜ける場合に限り、寮と正門の間の道路に限って通行を認めるが、それ以外の区域への乗り入れは禁止する。

(別紙の赤の ←→ 部分)

3 自転車の場合

- ①第1駐輪場（東名高速道路脇）
 - ②第2駐輪場（通称「稲妻階段」下）
 - ③自転車専用駐輪場
- } 別紙参照

④自転車専用駐輪場（仮設）（静岡大学バス停西側） 4 大学周辺に下宿する者及び片山寮に居住する者は、徒歩で通学すること。

駐 輪 場 利 用 心 得

学生諸君は、次の諸点を厳守して駐輪場を利用すること。

- (1) 自動二輪車・原動機付自転車の駐輪について、人文社会科学部・教育学部・理学部・グローバル共創科学部・地域創造学環の学生は主として第1・2駐輪場を利用すること。
- (2) 駐輪場の利用に際しては、白線の指示に従って奥から順序よく駐輪し、通行の妨げにならないよう特に注意すること。
- (3) 白線の矢印部分（通路）及び黄色斜線部には絶対に駐輪しないこと。
- (4) 盗難防止のため必ず施錠すること。
- (5) 駐輪場における二輪車及び自転車の盗難及び損傷については、大学は一切責任を負わないので、各自で十分注意すること。

